第69回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成 29年 6月 28日 (水曜日) 午前10時 (受付開始 午前 9時)

開催場所 新潟県上越市南本町一丁目5番5号 株式会社 有沢製作所 本社会議室

書面(議決権行使書)による議決権行使期限

平成29年6月27日(火曜日)午後5時まで

目次

招集ご通知

招集ご通知提供書面

- 事業報告
- ■連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告

株主総会参考書類 株主総会会場ご案内図 株式会社有沢製作所

証券コード 5208

株主各位

新潟県上越市南本町一丁目5番5号

株式会社有沢製作所

代表取締役社長 有 沢 悠 太

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日(火曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成29年6月28日(水曜日)午前10時(受付開始午前9時)
- **2. 場 所** 新潟県上越市南本町一丁目5番5号 株式会社 有沢製作所 本社会議室
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第69期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告、連結計算 書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第69期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第4号議案 ストック・オプションとして、使用人等に新株予約権を発行する件
- 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主 総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承 ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお 願い申しあげます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正する必要が生じた場合は、 修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.arisawa.co.jp/)に掲載させて いただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(以下「当期」といいます。)におけるわが国経済は、経済政策や金融政策を背景に穏やかな景気回復基調が継続しました。一方で、英国の欧州連合(EU)からの離脱や米国の大統領選挙結果の影響に加え新興国の経済成長の減速もあり、先行きが不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)においては、 多機能携帯端末を主用途とした電子材料分野と産業用構造材料分野の売上が前年より減少しま した。

これらの結果、当期の業績は、売上高344億51百万円(前連結会計年度比7.5%減)、営業利益17億90百万円(同39.5%減)、経常利益26億90百万円(同23.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は20億72百万円(同23.7%減)となりました。

② 設備投資の状況

当社グループでは、急速な技術革新や販売競争に対応すべく、発展成長分野に重点を置き集中して設備投資を行っており、当期におきましては15億79百万円の設備投資を実施いたしました。

当期における設備投資の主なものは、フレキシブルプリント配線板用材料を中心とする電子 材料関連の生産設備11億55百万円であります。

③ 資金調達の状況

当期に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として23億50百万円の調達を行いました。なお、長期借入金返済は13億10百万円を実施しております。

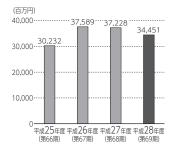
監査報告

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 当社は、平成28年12月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社アスナを 吸収合併し、同社が営んでおりました3D表示機器の販売事業に関するすべての権利義務を承 継いたしました。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

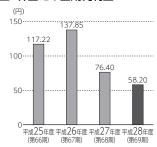
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

期 別 区 分	第66期 (平成26年3月期)	第67期 (平成27年3月期)	第68期 (平成28年3月期)	第69期 (平成29年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	30,232	37,589	37,228	34,451
経常利益(百万円)	2,730	4,503	3,510	2,690
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	4,106	4,859	2,716	2,072
1株当たり当期純利益(円)	117.22	137.85	76.40	58.20
総資産(百万円)	58,286	65,766	60,983	63,808
純資産(百万円)	44,492	48,829	48,297	49,282

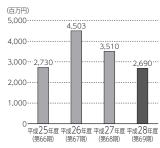
■売上高



■1株当たり当期純利益



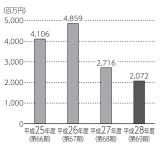
■経常利益



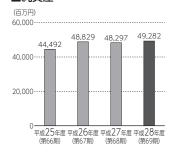
■総資産



■親会社株主に帰属する当期純利益



■純資産



(3) 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権の所有割合	主	な	事	業	内	容				
新揚科技股	所揚科技股份有限公司				,377 台湾 ドル	52.3%	フレキシ の製造・			ント	記線机	页用材料				
松揚電子材料	松揚電子材料(昆山)有限公司				,000 ドル	100.0 (100.0)	フレキシ の製造・			ント	記線机	页用材料				
ThinFlex Techno	ology Corpora	ation (B.V.I.)			,710 ドル	100.0 (100.0)	松揚電子 会社	材料	(昆	山)有	限公司	司の持株				
Protec Aris	sawa Eur	ope, S.A.		1 千ユ	,670 - ロ	100.0 (100.0)	FW成形 造・販売		水処理	里用圧	力容	器)の製				
Protec Aris	Protec Arisawa America, Inc.				,200 ドル	100.0 (100.0)	FW成形 造・販売		水処理	里用圧	力容	器)の製				
カラーリング	ウ・ジャパ	ン株式会社		198百	万円	97.2	特殊光学	色フィ	ルム	の製	告・則	反壳				
アリサワファ	アリサワファイバーグラス株式会社				リサワファイバーグラス株式会社			100百	万円	100.0	硝子・特	持殊繊	維製	織製	品の勢	製造
有沢総業株	式会社			30百	万円	100.0	樹脂製品 倉庫管理	品の成 里・物	形・ 流業	加工 務						

- (注) 1. 議決権の所有割合の() 内は、間接所有割合で内数であります。
 - 2. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社を含め12社であり、持分決適用関連会社は3社であります。

(4) 対処すべき課題

① 会社経営の基本方針

当社グループは「創造・革新・挑戦」を基本とし、

- I. 新たな価値を提供し、顧客満足を高める。
- Ⅱ. 潜在ニーズを探求し、新たな事業を創り出す。
- Ⅲ. 海外事業を推進し、グループの総合力で企業体質を強化する。
- Ⅳ. 自らの安全を守り、ゼロ災を実現する。

を経営方針としております。

この経営方針の下、顧客満足度の向上、新製品開発のスピードアップ、徹底したコストダウンによる利益体質強化の推進により企業価値を創造し、会社の株主価値を高めていくことを目指しており、経営指標として新製品売上比率50%以上、営業利益率8%以上、ROA5%以上を中長期的な経営目標としております。

② 中長期的な会社の経営戦略

既存製品の競争力強化による収益拡大と、新製品開発による新事業基盤の創出に取り組んでいきます。

- ・電子材料につきましては、モバイル、半導体、車載及び家電分野を中心に新製品開発を進めます。また、徹底したコストダウンを図るとともに連結子会社と連携し、競争力強化とシェアアップを目指します。
- ・産業用構造材料及び電気絶縁材料につきましては、航空機、水処理、電絶関連分野に焦点を 絞り新製品開発と拡販を進め、堅実な利益体質の継続とシェアアップを目指します。
- ・ディスプレイ材料につきましては、医療、サイネージ分野を中心に、当社固有の光学技術を 活かした新製品の早期市場投入を図っていきます。
- ・海外連結子会社との協業を深化させ、顧客への技術サービス強化により一層の拡販を図って いきます。

③ 会社の対処すべき課題

当社グループは、既述の経営戦略をより早期かつ確実に達成するため、今後対処すべき課題 として次のことを推進いたします。

- ・競争力のあるコスト体質を具現化するため、製造技術や材料選定の徹底的な見直しを図ります。
- ・Arisawa Production Systemを中心とした管理技術、固有技術の向上と個人の能力アップにより、徹底的な原価低減を図ります。
- ・製造・販売・技術の連携強化を推進し、効率的な事業運営を図ります。

(**5**) **主要な事業内容**(平成29年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社15社及び関連会社5社で構成され、電子材料、産業用構造材料、電気絶縁材料、ディスプレイ材料を製造・販売しております。更に各事業に関連する商品の販売、物流及びその他のサービスの事業活動を展開しております。

	区	分		主要な製品または役務	売 上 構 成 比 (連結)
電	子	材	料	プリント配線板用硝子クロス、フレキシブル及びリジットプリント配線板用材料、その他	58.9%
産	業用	構造材	料	FW成形品、航空機用ハニカムパネル及びプリプレグ、その他	21.2
電	気 絶	縁材	料	硝子クロス・テープ、電気絶縁用プリプレグ、その他	9.0
デ	ィスプ	レイ材	料	3 D偏光フィルター、その他	8.1
関	連	商	品	引抜成形品、FRPスキーシート、その他	2.2
そ	の他	の事	業	ゴルフ練習場経営、その他	0.6

(6) 主要な営業所及び工場(平成29年3月31日現在)

	本 社	新潟県上越市南本町一丁目5番5号
 株式会社有沢製作所	支 店	東京(台東区)
	工場	南本町工場(新潟県)、中田原工場(新潟県)、 中田原西工場(新潟県)
新 揚 科 技 股 份 有 限 公 司	本 社	台湾 高雄市
松揚電子材料(昆山)有限公司	本 社	中国 昆山市
Protec Arisawa Europe, S.A.	本 社	スペイン ムンギア市
Protec Arisawa America, Inc.	本 社	米国 カリフォルニア州
カラーリンク・ジャパン株式会社	本 社	新潟県 上越市
アリサワファイバーグラス株式会社	本 社	新潟県 上越市
有 沢 総 業 株 式 会 社	本 社	新潟県 上越市

(**7**) **使用人の状況**(平成29年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

	区				分		使	用	人	数	前連結会計年	度末比増減
電		子		材		料		708	(51)	名	24名増((39名減)
産	業	用	構	造	材	料		279	(18)		1名減((27名減)
電	気	, ;	絶	縁	材	料		126	(19)		3名増((2名増)
デ	イ	ス	プ	ν .	イ材	料		119	(28)		1名増((4名増)
関		連		商		品		1	(-)		- (2名減)
そ	の	,	他	の	事	業		32	(17)		9名減(9名増)
全					社 (共	通)		40	(6)		2名増((3名増)
	合				計			1,305	(139)		20名増((50名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
	589	(69) 名	苕	6名増(32名減)			42.0点	支				18	.5年	

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**(平成29年3月31日現在)

借		入			先		借	入	額
株 式	会社	t 八	+	=	銀	行		1,463	3,760千円
株式	会 社	三	井(主友	銀	行		813	3,917
株式	会	社	第	四	銀	行		805	5,000

(注) 海外子会社においては決算日が12月31日であるため、借入金の残高については、同決算日現在の残高を使用しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) **株式の状況**(平成29年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

130,000,000株

② 発行済株式の総数

35,679,624株

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は68,500株増加しております。

③ 株主数

13,311名

④ 大株主(上位10名)

株	3	È			名	持	株	数	持	株	比	率
日本トラ	スティ・サービス	信託銀行	う株式会	社(信	託口)		1,486,8	300株			4.1	6%
日本マン	タートラスト信	託銀行	株式会	社(信	託口)		1,476,3	300			4.1	3
三 菱	瓦 斯 化	学	株式	会	社		1,472,1	.66			4.1	2
株式	会 社 /	+ 1	· =	銀	行		1,000,9	930			2.8	0
DFA IN	ΓL SMALL CA	P VAL	UE PC	RTFC	OLIO		855,7	782			2.3	9
有 阝	会 社	有	沢	建	興		834,3	338			2.3	3
STATE S	REET CLIENT C	MNIBU	S ACCC	OUNT (OM44		700,1	.00			1.9	6
日本トラ	スティ・サービス	信託銀行	う株式会	社(信託	 日5)		648,1	.00			1.8	1
株式	会 社	第	四	銀	行		628,9	903			1.7	6
有	沢		栄		_		601,0)46			1.6	8

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(6,536株)を控除して計算しており、小数点第2位未満を切り捨てて表示してあります。
 - 2. 三菱瓦斯化学株式会社の持株数には、三菱瓦斯化学株式会社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式966,306株(持株比率2.70%)を含んでおります(株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・三菱瓦斯化学株式会社口)」であります。)。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(平成29年3月31日現在)

取締役の保有状況

発 行 回 次 発 行 決 議 日	新 株 予 約 権 の 数 目的となる株式の数	権利行使期間	1株当たりの 行 使 価 額	保有者数
第19回新株予約権 平成25年 6 月27日	500個 50,000株	平成27年7月1日~ 平成30年6月30日	569円	3名
第21回新株予約権 平成26年 6 月26日	630個 63,000株	平成28年7月1日~ 平成31年6月30日	741円	4名
第23回新株予約権 平成27年 6 月26日	630個 63,000株	平成29年7月1日~ 平成32年6月30日	867円	4名
第25回新株予約権 平成28年 6 月24日	730個 73,000株	平成30年7月1日~ 平成33年6月30日	536円	5名

- (注) 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 平成28年6月24日開催の第68回定時株主総会決議による新株予約権
 - ・新株予約権の数2,340個(新株予約権1個につき100株)
 - 新株予約権の目的となる株式の数 234,000株
 - ・新株予約権の払込金額

無償

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり53,600円(1株当たり536円)
- ・新株予約権を行使することができる期間 平成30年7月1日から平成33年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - 1.権利行使時において、当社取締役、顧問、従業員または当社子会社の取締役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。
 - 2.権利の譲渡・質入その他の処分及び相続は認めないものとする。

・当社使用人等への交付状況

					新株予約権の数	目的となる株式の数	交	付	者	数
当	社	使	用	人	2,105個	210,500株			18	37名
子会	会社の	役員及	び使	用人	235個	23,500株]	14名

③ その他新株予約権に関する重要な事項

旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

取締役の保有状況

発行 阅次 議日	新 株 予 約 権 の 数 目的となる株式の数	権利行使期間	1株当たりの 行 使 価 額	保有者数
第4回新株予約権 平成17年6月29日	277個 27,700株	平成17年8月1日~ 平成37年7月31日	1円	2名

(注) 退職慰労金の打ち切り支給が認められた取締役6名に対し、金銭による支給に代えて、付与した新株予 約権であります。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(平成29年3月31日現在)

会社に	おける地	位	氏		:	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取	!締 役 <i>会</i>	会 長	有	沢	Ξ	治	最高経営責任者(CEO) 株式会社プロテック インターナショナル ホールディングス 代表取締役社長 Protec Arisawa Europe, S.A. Director and Chairman 日本精機株式会社 取締役
代表取	(締役社	上長	有	沢	悠	太	社長執行役員 最高執行責任者(COO)
取	締	役	渡	辺	雄	_	専務執行役員 生産本部 本部長 兼 管理本部 本部長
取	締	役	戸	田	良	彦	常務執行役員 電絶複合材料事業本部 本部長 兼 電絶複合 材料営業部担当 有沢樹脂工業株式会社 代表取締役社長 NBオプテック株式会社 代表取締役社長
取	締	役	中	島		理	常務執行役員 電子材料事業本部 本部長 兼 電子材料営業 部担当
取	締	役	後	藤	克	誓	
取	締	役	髙	下	悦仁	郎	
常勤	監 査	役	太	田	耕	治	
監	査	役	宮	下		浩	株式会社八十二銀行 常勤監査役
監	查	役	田	中	信	也	株式会社第四銀行 取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役の後藤克誓及び髙下悦仁郎の両氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役の宮下浩及び田中信也の両氏は、社外監査役であります。
 - 3. 取締役の三輪卓氏は平成28年6月24日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
 - 4. 監査役の齊藤明雄氏は平成28年6月24日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
 - 5. 当社は、後藤克誓及び髙下悦仁郎の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 6. 代表取締役社長の有沢悠太氏は、代表取締役会長有沢三治氏の実子であります。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支 給	人 員	支 給 額
取 締 役		8名	179,456千円
(う ち 社 外 取 締 役)		(2)	(6,354)
監 査 役		4	16,554
(う ち 社 外 監 査 役)		(3)	(3,678)
合 計 (う ち 社 外 役 員)		12 (5)	196,010 (10,032)

- (注) 1. 上記には、平成28年6月24日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び 社外監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の人数は、取締役7名(う ち社外取締役2名)及び監査役3名(うち社外監査役2名)であります。
 - 2. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 取締役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第56回定時株主総会において月額30,000千円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 4. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第56回定時株主総会において月額3,000千円以内と 決議いただいております。
 - 5. 取締役に対する報酬としての新株予約権の付与については、平成22年6月29日開催の第62回定時株主総会において、年額50,000千円の範囲で、新株予約権の個数1,000個、目的となる株式は普通株式100,000株を1年間の上限として、付与できることを決議いただいております。
 - 6. 上記の支給額には、業務執行にあたる取締役6名(平成28年6月24日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含む)に対するストック・オプションによる報酬額10,190千円が含まれております。
 - ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金 該当事項はありません。
 - ハ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係 該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された10回の取締役会におきまして、社外取締役の後藤克誓、高下悦仁郎の両氏はその全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。また、社外監査役の田中信也氏は7回に、宮下浩氏は就任後開催された8回の取締役会におきまして7回に出席し、適宜質問し意見を述べております。

監査役会は、当事業年度に10回開催され、社外監査役の田中信也氏は9回に出席し、宮下 浩氏は就任後開催された8回の監査役会の全てに出席し、監査役の職務の執行に関して適宜 必要な意見の表明を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役の後藤克誓、髙下悦仁郎、社外監査役の宮下浩、田中信也の4氏のいずれも、同法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			32,100千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額			32,100

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が 適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判 断をいたしました。
 - 3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査 法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ④ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分 金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要
 - イ. 処分対象 新日本有限責任監査法人
 - ロ. 処分内容 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結 に関する業務の停止
 - ハ. 処分理由 ・社員の過失による虚偽証明
 - ・監査法人の運営が著しく不当

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社では、グループ全体を網羅する「グループ企業行動指針」を定め、その指針に沿って具体的な管理規程を設け、規程を遵守することで取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を確保する。

- ② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令及び定款の定めに沿って文 書管理規程を制定し、適切な保存・管理する体制を構築する。
- ③ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 当社取締役が当社子会社の取締役を兼務することで、当社子会社の取締役等の職務執行の監督を行なうほか、関係会社管理規程を制定し、その定めに沿って取締役会議事録及び重要事項の報告を義務づける体制を確保する。
- ④ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社グループを取り巻くさまざまなリスクを把握・管理するため、個々のリスクに応じた管理規程を制定し、その規程を遵守することによりリスクの軽減化を図る体制を確保する。
- ⑤ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社グループでは、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職 務権限に関する規程を整備する他、グループ共通の会計管理システムの導入等、当社グループ の取締役の業務執行が効率的に行われる体制を確保する。

⑥ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する 当社監査役の指示の実効性の確保に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを要請した場合は、監査目的に必要な知識・経験等を勘案して使用人を配置する。また、配置された補助者は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、当社取締役からの指揮は受けないものとして独立性及び実効性を確保する。

⑦ 当社取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

当社取締役及び使用人等が監査役に報告すべき事項を定める規程を制定し、当社グループの経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については直ちに監査役に報告する体制を確保する。また、監査役が使用人等から直接報告を受けられるよう、通報者に対して不利益な取扱を禁止した内部通報制度を継続する。

- ⑧ 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項 当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払 い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。また、監査役が職務遂行 に必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する など必要な監査費用を認める。
- ⑨ その他当社監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制 当社監査役は定期的に子会社の取締役から報告を受けるとともに、子会社の監査役より報告 を受ける等、随時連携し企業集団における適正な監査を実施する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備状況、運用状況 を継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行い、内部統制が有効かつ適切に機能する体制 を維持する。

① 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社及び当社子会社では、「グループ企業行動指針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

コンプライアンスについては、当社及び当社子会社の使用人を対象にコンプライアンスの基本的事項の再確認となる社内講習を定期的に開催し、コンプライアンス意識の浸透を図るとともに、「コンプライアンス委員会規程」に基づくコンプライアンス委員会を定期的に開催し、その結果を取締役会に報告しコンプライアンス体制の維持・向上に努めております。また、「ホットライン規程」により通常の報告ルートと異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めております。さらに、内部監査室が作成した監査計画書に基づき、当社及び当社子会社の内部監査を実施しています。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価については、内部監査室が評価を実施し、業務の適正性、効率性の確保に努めております。

当社及び当社子会社の事業の報告については、内部監査室による監査結果を含め、定期的に当 社取締役会や社内の重要な会議で報告され、改善が必要な課題や問題が生じた場合には関係部署 への指示を適時行っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容と当社財産の有効な活用及び適切な企業集団の形成ならびにその他の基本方針の実現に資する取組み

当社は明治42年の創業以来、一貫してユーザーニーズにお応えしながら技術革新と製品開発に取り組み、当社独自の「織る、塗る、形づくる」技術を構築し、良好な労使関係のもと、企業価値の向上に努めてまいりました。当社取締役会はこの歴史と蓄積された技術を育み続けるとともに、これらの企業価値を理解し、長期的に育成し、向上させる義務があると考えております。

これに基づき、当社グループは「創造・革新・挑戦」を基本とした経営方針により、安全と 品質の向上を第一に掲げ、新たな事業基盤と新市場を創出し、利益体質の強化を推進すること を目指しております。

② 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

近年の株式市場においては対象となる会社の株主あるいは経営陣に対して充分な説明や協議の手続きを経ることなく大量の株式の買付を強行する等の買収手法も見受けられ、ややもすると企業価値の喪失、株式売却の強要等、株主利益の侵害とも取れるものも少なくありません。

このためには買付を行う者またはその提案者(以下総称して「買付者」といいます。)に対して遵守すべきルール・手続きを提示することにより、必要かつ充分な情報の開示と、買付提案の検証及びその検討のための期間を確保する必要があると判断し、当社定款に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本ルール」といいます。)を策定し、平成27年6月26日開催の第67回定時株主総会でご承認いただいております。

本ルールに基づいて、株主意思確認の株主総会等において対抗策の発動が承認された場合、 買付者が本ルールを遵守しない場合及び当社株式の大量取得行為その他これに類似する行為ま たはその提案(以下総称して「買付」といいます。)が当社の企業価値を毀損することが明ら かな場合は、本ルールに従って対抗策が発動されることになります。

(本ルールの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.arisawa.co.jp/) をご参照ください。)

③ 上記の取組みが、基本方針に従い、当社の企業価値及び株主の共同の利益を損なうものでなく、かつ、役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社取締役会は、株式を上場し投資家の皆様に当社株式の自由な売買を行っていただくなかで、当社取締役会の意に反して行われる大規模買付行為、あるいは当社の支配権の移転を伴う買付提案におきましても、企業価値の向上により株主の皆様全体の利益となるものについては、当社取締役会としてこれを否定すべきでなく、最終的には当社の株主全体の判断に基づき行われるべきものと考えております。

このような買付が行われた場合は、株主の皆様が適切な判断を下されるために、買付者から 詳細な情報の提供を受け株主の皆様に充分な情報の開示を行うとともに、当社取締役会として の意見表明を行い、株主の皆様にどちらの主張が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・ 向上に結びつくかを、株主総会等で直接意思表示していただくことが最善の方策と考えており、 本ルールでは次のように定めております。

イ. 株主の皆様の直接決議による判断

本ルールは、買付者が本ルールを遵守しない場合等を除き、買付者による買付提案の受け入れの可否について、株主の皆様に直接判断いただくものであります。この株主意思の確認手続きにあたって、取締役が自らの保身のための個別勧誘等を行うことはほぼ不可能であり、取締役の恣意的な意向が入り込む余地はありません。

口. 取締役会判断による対抗策発動の制限

当社取締役会が株主意思の確認を行わずに対抗策を発動できるのは、本ルール違反や企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかな場合に限定しておりますとともに、有効期間を約2年とするいわゆるサンセット条項を付しております。

したがいまして、当社取締役会は、この「会社の支配に関する基本方針」が当社の企業価値、 株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の利益を損なうものではないと考 えます。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
資 産 の	部	負 債 の	部
流 動 資 産	28,288,018	流 動 負 債	11,679,149
現金及び預金	7,667,985	支払手形及び買掛金	5,168,250
受取手形及び売掛金	12,618,700	短 期 借 入 金	2,908,630
		1年内返済予定の長期借入金	446,754
有 価 証 券	797,550	リース債務	17,086
商品及び製品	2,602,353	未 払 法 人 税 等 繰 延 税 金 負 債	362,974
│ 仕 掛 品 │	1,301,381	繰延税金負債 第一年	25,281 447,415
原材料及び貯蔵品	2,095,419	日 日 日 日 日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	3,573
		製品保証引当金	169
繰 延 税 金 資 産	383,814	A C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	2,299,014
そ の 他	947,890	固定負債	2,847,205
貸倒引当金	△127,077	長期借入金	1,836,093
 固定資産	35,520,391	リース債務	53,973
	11,065,403	繰 延 税 金 負 債	277,977
		退職給付に係る負債	558,112
建物及び構築物	5,816,729	資産除去債務	57,448
機械装置及び運搬具	3,348,507	その 他 負債 合計	63,599
土 地	1,449,574		14,526,354 の 部
建設仮勘定	58,001		45,213,240
その他	392,591	資 本 金	7,317,019
	·	資 本 剰 余 金	6,429,038
無形固定資産	65,486	利 益 剰 余 金	31,471,074
そ の 他	65,486	自 己 株 式	△3,891
投資その他の資産	24,389,500	その他の包括利益累計額	1,568,901
投資有価証券	23,864,265	その他有価証券評価差額金	942,763
長期貸付金		操 延 ヘ ッ ジ 損 益 為 替 換 算 調 整 勘 定	5,153
	210,592	為替換算調整勘定 退職給付に係る調整累計額	808,002 △187,018
繰 延 税 金 資 産	122,604	×	143,292
そ の 他	373,965	邦 支 配 株 主 持 分	2,356,620
貸倒引当金	△181,927	純 資 産 合 計	49,282,055
資産合計	63,808,409	負債純資産合計	63,808,409

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

(単位:千円)

科目	金	(単位・1円) 額
売 上 高	7IV	34,451,696
元 工 同		28,557,289
元 工 原 IIII		5,894,406
販売費及び一般管理費		4,104,031
営業利益		1,790,375
営業外収益		
受 取 利 息	335,426	
受取配当金	93,573	
持分法による投資利益	400,006	
受取賃貸料 その他	169,072	1 252 605
	255,606	1,253,685
営業 外費 用	40.450	
支 払 利 息	48,478	
為 損	129,510	
賃 貸 費 用	98,591	252.720
そ の 他	77,140	353,720
経常利益		2,690,339
特別 利益	120.722	
受取保険金 その他	129,723	152.770
	23,055	152,779
特 別 損 固 定 資 産 除 却 損	20.557	
	30,556	
世 投資有価証券売却損 そ の 他	4,236 1,350	36,143
税金等調整前当期純利益	1,330	2,806,975
	652 576	2,000,3/5
	653,576	FF(2(4
法人税等調整額	△97,312	556,264
当期純利益		2,250,710
非支配株主に帰属する当期純利益		178,025
親会社株主に帰属する当期純利益		2,072,685

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

(単位:千円)

			ŧ	朱				Ė	È				Ì	資			7	本			
	資	本	金	資	本	剰	余	金	利	益	剰	余	金	自	己	株	定	株 3	主貨	本	合 計
当連結会計年度期首残高		7,294,	347			6,4	406,3	366			30,2	217,3	01			△3,	670			43,9	14,345
当連結会計年度変動額																					
新 株 の 発 行		22,	672				22,6	572													45,344
剰余金の配当											△8	318,9	12							△8	18,912
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益											2,0	072,6	85							2,0	72,685
自己株式の取得																Δ	221				△221
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)																					
当連結会計年度変動額合計		22,	672				22,6	572			1,2	253,7	72			Δ	221			1,2	98,895
当連結会計年度末残高		7,317,	019			6,4	429,0)38			31,4	471,0	74			△3,	891			45,2	13,240

	そ	の他の	包 括 利	」 益 累 計	額			
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
当連結会計年度期首残高	647,068	_	1,204,968	△91,934	1,760,101	117,201	2,506,066	48,297,714
当連結会計年度変動額								
新 株 の 発 行								45,344
剰余金の配当								△818,912
親会社株主に帰属する当期 純 利 益								2,072,685
自己株式の取得								△221
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	295,695	5,153	△396,965	△95,083	△191,200	26,091	△149,445	△314,554
当連結会計年度変動額合計	295,695	5,153	△396,965	△95,083	△191,200	26,091	△149,445	984,341
当連結会計年度末残高	942,763	5,153	808,002	△187,018	1,568,901	143,292	2,356,620	49,282,055

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 12社

・主要な連結子会社の名称 新揚科技股份有限公司

松揚電子材料(昆山)有限公司

ThinFlex Technology Corporation (B.V.I.)

Protec Arisawa Europe, S.A.
Protec Arisawa America, Inc.
カラーリンク・ジャパン株式会社
アリサワファイバーグラス株式会社
有沢総業株式会社

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称 有沢電子(大連)有限公司、柏精機株式会社

・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純

損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外して

おります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社または関連会社数

3社

・主要な会社等の名称 株式会社ポラテクノ

和詮科技股份有限公司

DDD Group plc

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称 有沢電子(大連)有限公司

菱有工業株式会社

・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)

等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽 微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しておりま

す。

③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算 書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち新揚科技股份有限公司、松揚電子材料(昆山)有限公司、ThinFlex Technology Corporation (B.V.I.)、Protec Arisawa Europe,S.A.及びProtec Arisawa America,Inc.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)を採用しております。

・時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法

ハ、たな卸資産

· 商品、製品、半製品、仕掛品

当社及び国内連結子会社は主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、また、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しております。当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、また、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しております。

- · 原材料、貯蔵品
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産 (リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属 設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10~31年 機械装置及び運搬具 4~9年

-26-

ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用してお ります。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率 により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案 し、回収不能見込額を計上しております。

口, 當与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与支給に備えるため、賞与支 給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

一部の連結子会社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度におけ る支給見込額を計上しております。

二. 製品保証引当金

顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係る費用に備えるため、 今後発生が見込まれる金額を合理的に見積もり計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、ヘッジ会計の要件を満たす 為替予約については、振当処理を採用しております。

ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債権、外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

外貨建取引に係る為替変動リスクを回避する目的で、実需の範囲内で為 替予約取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。

二. ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動額の比率 によって有効性を評価しております。ただし、為替予約取引は振当処理 によっている場合、有効性の評価を省略しております。

- ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - イ. 退職給付に係る会計処理の方法
 - ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末まで の期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員 の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により按分 した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、 退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用い た簡便法を適用しております。

ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、 換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及 び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費 用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における 為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

- ハ. のれんの償却方法及び償却期間
- 二. 消費税等の会計処理

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象 外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しており ます。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」 (実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に 取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ10,882千円増加しております。

3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

- (1) 前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃貸料」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。
 - なお、前連結会計年度の「受取賃貸料」は93,224千円であります。
- (2) 前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「賃貸費用」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「賃貸費用」は33,831千円であります。
- (3) 前連結会計年度まで独立掲記して表示しておりました「投資有価証券売却益」(当連結会計年度は、13,513千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、特別利益の「その他」に含めて表示しております。
- (4) 前連結会計年度まで特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。 なお、前連結会計年度の「固定資産除却損」は15,280千円であります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

担保提供資産

現金及び預金	205,224千円	(一千円)
建物及び構築物	3,900,140千円	(2,905,148千円)
機械装置及び運搬具	639,508千円	(639,508千円)
有形固定資産「その他」	17,775千円	(17,775千円)
土地	266,900千円	(199,583千円)
投資その他の資産	61,556千円	(一千円)
計	5,091,105千円	(3,762,016千円)
担保付債務		
短期借入金	491,126千円	(一千円)
1年内返済予定の長期借入金	428,384千円	(428,384千円)
長期借入金	1,482,176千円	(1,482,176千円)

上記のうち()内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

39,764,751千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額	6,300,000千円
借入実行残高金	190,000千円
差引額	6,110,000千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株	式(の種	類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 の 株 式 数
普	通	株	式	35,611,124株	68,500株	一株	35,679,624株

- (注)発行済株式の増加株式数68.500株は、新株予約権の行使によるものであります。
- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株	式の) 種	類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末の株式数
普	通	株	式	6,215株	321株	一株	6,536株

- (注) 自己株式の増加株式数321株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
- (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

平成28年6月24日開催の第68回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 818,912千円

・1株当たり配当金額 23円

・基準日 平成28年3月31日・効力発生日 平成28年6月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの 平成29年6月28日開催の第69回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額 713,461千円

・1株当たり配当金額 20円

・基準日 平成29年3月31日・効力発生日 平成29年6月29日

配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成17年6月29日株主総会決議分	平成24年6月28日株主総会決議分	平成25年6月27日取締役会決議分	平成25年6月27日株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	27,700株	41,400株	60,000株	139,700株
新株予約権の数	277個	414個	600個	1,397個

	平成26年6月26日取締役会決議分	平成26年6月26日株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	93,000株	197,500株
新株予約権の数	930個	1,975個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰計画及び事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余剰資金は流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
 - ・営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクが存在すると共に、外貨建ての営業債権は、 為替の変動リスクに晒されております。
 - ・有価証券及び投資有価証券は、主に純投資を目的としたものと、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されております。
 - ・営業債務である支払手形及び買掛金は、主に4ヶ月程度の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。
 - ・借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。なお、金利は固定金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりません。
 - ・デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為 替予約取引であります、

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - イ、信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理
 - ・受取手形及び売掛金は、営業部門が取引先ごとに与信限度額を設定し、期日及び残高を管理すると共 に、取引先の状況を把握し、回収懸念の早期把握や低減を図っております。
 - ・資金運用を目的とした有価証券及び投資有価証券については、格付の高い債券を対象としているため、 信用リスクは僅少であります。
 - ・デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスク はほとんどないと認識しております。
 - ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理
 - ・一部の外貨建営業債権債務については、為替の変動リスクを回避することを目的に、先物為替予約取 引を行う場合があります。
 - ・有価証券及び投資有価証券については、市況や取引関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。
 - ・デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。
 - ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払が実行できなくなるリスク)の管理
 - ・当社は流動性リスクに備え、機動的な資金調達のため、金融機関と当座貸越契約を締結しております。
 - ・資金の調達においては、事業計画、設備投資計画に基づいて資金計画を作成・更新し手元流動性の維持等により流動性リスクに備えております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額	
(1) 現 金 及 び 預 金	7,667,985	7,667,985	_	
(2) 受取手形及び売掛金	12,618,700	12,618,700	_	
(3) 有価証券及び投資有価証券	24,057,039	22,669,512	△1,387,526	
資 産 計	44,343,725	42,956,198	△1,387,526	
(1)支払手形及び買掛金	5,168,250	5,168,250	_	
(2) 短 期 借 入 金	2,908,630	2,908,630	_	
(3) 未 払 法 人 税 等	362,974	362,974	_	
(4) 長期借入金※	2,282,847	2,286,562	3,714	
負 債 計	10,722,702	10,726,417	3,714	

- ※ 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金
 - これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿 価額によっております。
- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機 関等から提示された価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等
 - これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿 価額によっております。
- (4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	604,776

これらについては、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
預金	7,661,438	_	_	_
受取手形及び売掛金	12,618,700	_	_	_
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるも の				
(1) 債券 (国債・地方債等)	_	112,190	_	_
(2) 債券(社債)	692,286	3,444,041	4,745,687	1,354,323
(3) その他	14,023	392,665	602,941	423,520
合計	20,986,449	3,948,896	5,348,629	1,777,843

(注4) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
短期借入金	2,908,630	_	_	_
長期借入金	446,754	1,836,093	_	_
合計	3,355,384	1,836,093	_	_

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,311円41銭

(2) 1株当たり当期純利益

58円20銭

監査報告

貸 借 対 照 表 (平成29年3月31日現在)

\mathcal{N}_{2}	
	(単位:千円)

科目	金額	科目	(単位・十円) 金 額
資産の		負 債 の	
流動資産	18,119,373	流動負債	6,656,352
現金及び預金	3,971,907	支 払 手 形	1,126,765
受 取 手 形	546,264	買掛金	2,062,559
売 掛 金	6,858,753	電子記録債務	892,414
電子記録債権	80,246	短 期 借 入 金	190,000
有 価 証 券	797,550	1年内返済予定の長期借入金	428,384
商品及び製品	1,669,378	未払金	508,132
人 掛 品	972,751	未 払 費 用	81,396
原材料及び貯蔵品	659,645	未 払 法 人 税 等	283,612
前払費用	66,086	前 受 金	1,596
操延税金資産	239,267	預り金	24,787
	178,353	賞 与 引 当 金	309,494
	2,289,765	その他	747,210
関係云社 位朔 負 竹 並	71,011	固定負債	2,135,209
日 貸 倒 引 当 金		長期借入金	1,482,176
	△281,609	繰延税金負債	236,194
	24,524,453	退職給付引当金	331,936
有形固定資産	7,765,020	資産除去債務	28,325
建物	4,163,810	その 他 負債合計	56,576 8,791,561
構築物料	257,163		<u>0,791,561</u> の 部
機械及び装置	1,892,202	<u>門</u>	32,721,843
車両運搬具	14,502	M エ 負	7,317,019
工具器具備品	142,631	資本剰余金	6,429,038
土地	1,265,075	算本準備金	6,429,038
リース資産	1,467	利益剰余金	18,979,677
建 設 仮 勘 定	28,167	利益準備金	748,262
無形固定資産	41,829	その他利益剰余金	18,231,414
ソフトウェア	31,652	固定資産圧縮積立金	20,997
その他	10,176	別途積立金	14,020,000
投資その他の資産	16,717,604	繰越利益剰余金	4,190,417
投 資 有 価 証 券	14,290,628	自己株式	△3,891
関係会社株式	2,246,952	評価・換算差額等	987,128
長期貸付金	171,326	その他有価証券評価差額金	981,974
長期前払費用	103,740	繰延ヘッジ損益	5,153
そ の 他	86,885	新 株 予 約 権	143,292
貸 倒 引 当 金	△181,927	純 資 産 合 計	33,852,265
資 産 合 計	42,643,826	負債純資産合計	42,643,826

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

損益計算書

(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

(単位:千円)

科	目	金	額
売上	高		23,410,548
売 上 原	価		20,463,826
売 上 総 利	益		2,946,721
販売費及び一般管	理 費		2,362,133
営 業 利	益		584,587
営 業 外 収	益		
受取利息及び受取	配 当 金	785,155	
その	他	779,299	1,564,454
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	4,153	
賃 貸 費	用	194,291	
その	他	51,854	250,298
経 常 利	益		1,898,743
特 別 利	益		
受 取 保 険		129,723	
その	他	9,868	139,591
特 別 損	失		
固定資産除	却 損	28,262	
投資有価証券評	価 損	90,935	
その	他	4	119,202
I	利 益		1,919,132
法人税、住民税及び事	業税	446,186	
法 人 税 等 調 塾		△43,740	402,446
当期純利	益		1,516,686

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

(単位:千円)

		株	主		資	本	
		資本剰余金	利	益 剰 余	金		11 > %
	資 本 金	資本準備金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 (注)2	利益剰余金 計	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,294,347	6,406,366	748,262	17,533,641	18,281,903	△3,670	31,978,947
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	22,672	22,672					45,344
剰余金の配当				△818,912	△818,912		△818,912
当 期 純 利 益				1,516,686	1,516,686		1,516,686
自己株式の取得						△221	△221
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	22,672	22,672	_	697,773	697,773	△221	742,896
当 期 末 残 高	7,317,019	6,429,038	748,262	18,231,414	18,979,677	△3,891	32,721,843

	評 価・	換 算	差 額 等		
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	663,135	_	663,135	117,201	32,759,284
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					45,344
剰 余 金 の 配 当					△818,912
当 期 純 利 益					1,516,686
自己株式の取得					△221
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	318,839	5,153	323,993	26,091	350,084
当 期 変 動 額 合 計	318,839	5,153	323,993	26,091	1,092,980
当 期 末 残 高	981,974	5,153	987,128	143,292	33,852,265

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

(注) 2. その他利益剰余金の内訳は次のとおりであります。

(単位:千円)

				(11== 114)
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	22,434	14,020,000	3,491,206	17,533,641
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩	△1,437		1,437	_
剰 余 金 の 配 当			△818,912	△818,912
当 期 純 利 益			1,516,686	1,516,686
当 期 変 動 額 合 計	△1,437	_	699,210	697,773
当 期 末 残 高	20,997	14,020,000	4,190,417	18,231,414

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法
 - ② その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は総平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

③ デリバティブ

- 時価法
- ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・商品、製品、半製品、仕掛品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法により算定)を採用しております。
 - · 原材料、貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並び に平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

15~31年

機械及び装置

8~9年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期 間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平 均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した 額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、ヘッジ会計の要件を満たす 為替予約については、振当処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨建金銭債権、外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

外貨建取引に係る為替変動リスクを回避する目的で、実需の範囲内で為 替予約取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。

二、ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動額の比率 によって有効性を評価しております。ただし、為替予約取引は振当処理 によっている場合、有効性の評価を省略しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、 連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換 算差額は損益として処理しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象 外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」 (実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得 した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ10,262千円増加しております。

3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

4. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました固定負債の「リース債務」(当事業年度は、912千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書)

- (1) 前事業年度まで区分掲記して表示しておりました特別利益の「固定資産売却益」(当事業年度は、2千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、特別利益の「その他」に含めております。
- (2) 前事業年度まで独立掲記して表示しておりました特別利益の「投資有価証券売却益」(当事業年度は、323千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、特別利益の「その他」に含めております。
- (3) 前事業年度まで特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「固定資産除却損」5,211千円であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

担保提供資産

建物	2,795,886千円	(2,795,886千円)
構築物	109,262千円	(109,262千円)
機械及び装置	639,508千円	(639,508千円)
工具、器具及び備品	17,775千円	(17,775千円)
土地	266,900千円	(199,583千円)
計	3,829,333千円	(3,762,016千円)
担保付債務		
1年内返済予定の長期借入金	428,384千円	(428,384千円)
長期借入金	1,482,176千円	(1,482,176千円)
計	1,910,560千円	(1,910,560千円)

上記のうち()内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

33,617,462千円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入及び契約履行に対する保証債務

· Protec Arisawa Europe, S.A.	77,870千円
· Protec Arisawa America, Inc.	25,038千円
・和詮科技股份有限公司	44,400千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権
 短期金銭債務
 699,545千円
 509,567千円

(5) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額	6,300,000千円
借入実行残高金	190,000千円
差引額	6.110.000千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高

② 仕入高

③ 営業取引以外の取引高

1,939,288千円

3,423,960千円

229,893千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株	式	の種	類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普	通	株	式	6,215株	321株	一株	6,536株

(注) 自己株式の増加株式数321株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失累計額	407,381千円
投資有価証券評価損	324,839千円
貸倒引当金	141,571千円
退職給付引当金	101,240千円
たな卸資産評価損	98,720千円
賞与引当金	95,014千円
その他	254,834千円
繰延税金資産小計	1,423,603千円
評価性引当額	△976,785千円
繰延税金資産合計	446,817千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△430,938千円

その他有価証券評価差額金△430,938十円固定資産圧縮積立金△9,220千円繰延ヘッジ損益△2,283千円資産除去債務△1,301千円

繰延税金負債合計△443,743千円繰延税金資産の純額3,073千円

(注) 当事業年度における繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 − 繰延税金資産 239,267千円 固定負債 − 繰延税金負債 △236,194千円 (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.7%
(調整)	
評価性引当額の増減	△6.6%
受取配当金等永久に益金算入されない項目	△4.8%
特別税額控除	△1.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7%
その他	1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.0%

9. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種 類	会 社 等 の 和	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社プロテック インターナショナル ホールディングス		資金の援助	資金の貸付 (注) l	1,603,144	短期貸	1,474,651
1 7 17		役員の兼任	資金の返済	1,761,209	付金	1, 17 1,031	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。
 - 2. 子会社への貸倒懸念債権に対し、134,843千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において279.549千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

944円94銭

(2) 1株当たり当期純利益

42円59銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月25日

(印)

株式会社 有 沢 製 作 所 取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 江 島 智

指定有限責任社員 公認会計士 井 口 誠 即

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社有沢製作所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社有沢製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月25日

(印)

株式会社 有 沢 製 作 所 取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 江 島 智業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 口 誠 ⑩ 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社有沢製作所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算 書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重 要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と 判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認め
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められま
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制シス テムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められま せん。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方 針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118 条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうもので はなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月31日

株式会社 有沢製作所 監査役会

常勤監査役 太 田 耕 治 印 社外監査役 宮 下 浩 印

社外監査役 田 中 信 也 即

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期の剰余金処分につきましては、当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、安定的な配当維持を基本としつつ、企業の体質強化及び将来の事業展開等を勘案して、期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
 - (1)配当財産の種類 金銭といたします。
 - (2)配当財産の割当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は713.461.760円となります。
 - (3)剰余金の配当が効力を生じる日 平成29年6月29日といたしたいと存じます。
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項
 - (1)増加する剰余金の項目及びその額 別途積立金 3,000,000,000円
 - (2)減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお 願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであり、略歴等は平成29年6月1日現在の状況であります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	着 沢 兰 治 (昭和17年7月7日生)	昭和61年4月 当社入社、当社開発部長 昭和62年7月 当社取締役 平成元年6月 当社専務取締役 平成4年6月 当社専務取締役 平成7年6月 当社代表取締役社長 平成15年6月 当社最高経営責任者(CEO)(現在に至る) 平成26年6月 当社代表取締役会長(現在に至る) (重要な兼職の状況) 株式会社プロテック インターナショナル ホールディングス 代表取締役社長 Protec Arisawa Europe, S.A. Director and Chairman 日本精機株式会社 取締役	469,531株
2	着 說 悠 <u>朱</u> (昭和44年7月25日生)	平成4年4月 三菱電機株式会社入社 平成14年2月 JPモルガン証券株式会社入社 平成15年8月 当社入社 平成19年4月 当社製造部統括補佐 平成21年4月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役常務執行役員 平成23年6月 当社収締役専務執行役員 平成26年6月 当社代表取締役社長(現在に至る) 平成27年6月 当社社長執行役員最高執行責任者(COO) (現在に至る)	69,709株

候補者番 号	氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社株式の数
3	声 描 覧 彦 (昭和33年1月24日生)	昭和56年3月 当社入社 平成8年7月 当社東京支店統括 平成20年6月 当社執行役員 平成23年6月 当社上席執行役員 平成26年6月 当社取締役常務執行役員 電絶複合材料事業 本部本部長兼電絶複合材料営業部担当(現在に至る) (重要な兼職の状況) アリサワファイバーグラス株式会社代表取締役社長 有沢樹脂工業株式会社代表取締役社長 NBオプテック株式会社代表取締役社長	18,466株
4	なか じま おきむ 中 島 理 (昭和40年6月5日生)	平成元年4月 三井物産株式会社入社 平成23年5月 同社機能化学品本部 ソーラービジネス事業部室長 平成25年4月 同社機能化学品本部 先端材料事業部室長 平成26年7月 同社基礎化学品本部 事業開発部室長 平成27年10月 当社入社 電子材料営業部統括 平成27年10月 当社執行役員 電子材料営業部担当 平成28年6月 当社取締役常務執行役員 電子材料事業本部 本部長兼電子材料営業部担当(現在に至る)	1,114株
5	※ 野 渡 英 隆 (昭和33年5月30日生)	昭和 58年 4 月 株式会社東芝入社 平成 12年 4 月 Toshiba America Business Solutions,Inc 副社長 平成 15年 4 月 東芝テック株式会社 画像情報通信カンパニーMFP事業統括部統括部長 平成 23年 4 月 同社グローバルソリューション事業本部新興国事業部長 平成 24年 6 月 同社執行役員 グローバルソリューション事業本部営業統括責任者 平成 27年 4 月 同社執行役員 プリンティングソリューション事業本部副本部長 平成 28年 7 月 同社監査役 平成 28年 9 月 当社入社 管理本部 管理本部長付 統括 平成 28年 9 月 当社上席執行役員 管理本部 副本部長 兼 総務部担当 生産技術部担当 品質保証部担当 (現在に至る)	176株

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、	当社における地位、担当要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
6	後藤 覧 警 (昭和19年11月20日生)	平成10年12月	GA Saxton&Co.,New York入社 SG Warburg Securities, Inc(東京)シニア アナリスト スミスバーニー証券株式会社 マネージング ディレクター、調査部長 シンガポール政府投資公司 シニアアドバイ ザー ユニパルス株式会社 代表取締役	17,000株
			当社取締役 (現在に至る)	
7	※ 塚原 穰 (昭和20年12月21日生)	昭和43年4月 平成11年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成17年5月 平成22年6月	富士重工業株式会社(現株式会社SUBARU)入社 同社執行役員 国内営業本部副本部長 同社常務執行役員 スバル営業本部日本地区 本部長 同社常務執行役員 スバル商品企画本部長 東京スバル株式会社 代表取締役社長 同社代表取締役社長 退任	1,000株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 3. 所有する当社株式の数は平成29年3月31日現在の株主名簿によるものであります。
 - 4. 各取締役候補者が所有する当社株式の数には、持株会における持分を含んでおります。
 - 5. 取締役候補者のうち、後藤克誓、塚原 穰の両氏は社外取締役候補者であります。

後藤克誓氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年であります。

塚原 穰氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社SUBARU及び東京スバル株式会社の経営 に携わり、経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。

- 6.後藤克誓氏は現在独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。
- 7. 塚原 穰氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
- 8. 当社は社外取締役候補者である後藤克誓氏との間で責任限定契約を締結しており、後藤克誓氏が再任された場合、同契約を継続する予定であります。塚原 穰氏とは、選任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。後藤克誓、塚原 穰の両氏の責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について 善意かつ重大な過失が無いときに限るものとする。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役は次のとおりであり、高島幸男氏は監査役太田耕治氏の補欠として、馬場秀幸氏は社 外監査役宮下 浩、田中信也の両氏の補欠として選任するものであります。

なお、本選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を 取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであり、略歴等は平成29年6月1日現在の状況であります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
1	だか はま ゆき ま 男 (昭和24年10月30日生)	昭和47年3月 当社入社 平成8年7月 当社第一製造部統括 平成10年6月 当社取締役 平成13年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社常務執行役員 平成15年6月 アリサワファイバーグラス株式会社 代表取締役社長 平成17年6月 当社取締役常務執行役員 平成26年6月 当社取締役専務執行役員 平成29年5月 アリサワファイバーグラス株式会社 代表取締役社長 退任 (重要な兼職の状況) 株式会社ポラテクノ 取締役	54,887株
2	馬場秀幸 (昭和39年3月29日生)	平成10年4月 新潟県弁護士会登録 平成15年4月 馬場秀幸法律事務所所長(現在に至る)	一株

- (注) 1. 馬場秀幸氏に対して、法律顧問として月額35,000円の顧問報酬を支払っております以外は、補欠監査 役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 所有する当社株式の数は平成29年3月31日現在の株主名簿によるものであります。
 - 3. 馬場秀幸氏は補欠の社外監査役候補者であります。 同氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門知識を当社のコンプライアンスに反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与しておりませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 - 4. 馬場秀幸氏が社外監査役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であり、その責任限定契約の概要は次のとおりであります。
 - ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度額とする。
 - ・上記の責任限定契約が認められるのは、原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限るものとする。

第4号議案 ストック・オプションとして、使用人等に新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社使用人等に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、ご承認をお願いするものであります。

- 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由 当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに優秀な人材確保のため、当 社従業員及び顧問並びに当社の完全子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションと して新株予約権を無償で発行することを目的としております。
- 2. 新株予約権の内容
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者 当社従業員及び顧問並びに当社の完全子会社の取締役及び従業員のうち、当社取締役会で承認された者とする。
 - (2) 発行する新株予約権の数 2,353個(新株予約権1個につき100株)を総数の上限とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる株式の数 235.300株を総株数の上限とする。
 - (4) 新株予約権の払込金額またはその算定方法並びに払込の要否 無償とし、払込を要しない。
 - (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法 新株予約権行使時に払込すべき金額は、新株予約権割当日において決定される1株当たりの 払込金額(以下「払込金額」という。)に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた 金額とする。払込金額は、東京証券取引所における当社株式普通取引の新株予約権割当日の終 値及びその日に先立つ終値の存する6直近日(割当日に終値がない場合はこの日に先立つ終値 の存する7直近日)の単純平均値に1.05を乗じた金額とし1円未満は切り上げるものとする。 ただし、その価額が新株予約権割当日の終値(割当日に終値がない場合は直近日の終値)を下 回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満は切り上げるものとする。

調整後払込金額=調整前払込金額× 分割・併合の比率 また、時価を下回る金額で新株式の発行(ストック・オプションの権利行使により新株式を 発行する場合を除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、 調整により生ずる1円未満は切り上げるものとする。

> 既発行株式数+ 新規発行株式数×1株当たり払込金額 1株当たり時価

調整後払込金額=調整前払込金額×一

既発行株式数+新規発行株式数

なお、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間 平成31年7月1日から平成34年6月30日まで
- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社取締役、顧問、従業員または当社子会社の取締役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要する。
 - ② 権利の譲渡・質入その他の処分及び相続は認めないものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記① の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に付与義務を承継するときを除き、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権を譲渡する場合には取締役会の承認を要するものとする。
- (11) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件

当社は、第67回定時株主総会の決議によりまして「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を継続しておりますが、この対応策は有効期間を約2年とするいわゆるサンセット条項を付しており、その期限となることから、当社定款に基づきこの継続をお願いするものであります。

なお、この対応策の継続にあたり文言等の形式的な見直しを行っていますが、要件及び手続きにつきましては、前回ご承認いただきました内容を踏襲しており、買収行為が無秩序に行われることを防止し、買付を行う者またはその提案者に対して遵守すべきルール・手続きを提示することにより、必要かつ充分な情報の開示と、買付提案の検証及びその検討のための期間を確保することを主眼に、また買収に対する対抗策の発動においては株主総会等で直接株主の皆様にお伺いすること等、当社取締役の恣意的判断の排除に配慮しております。また、有効期間を約2年とするいわゆるサンセット条項につきましても同様の扱いとしており、その内容は次のとおりであります。

1. 対応策の導入の目的

当社は明治42年の創業以来、一貫してユーザーニーズにお応えしながら技術革新と製品開発に取り組み、当社独自の「織る、塗る、形づくる」技術を構築し、良好な労使関係のもと、企業価値の向上に努めてまいりました。当社取締役会はこの歴史と蓄積された技術を育み続けるとともに、これらの企業価値を理解し、長期的に育成し、向上させる義務があると考えております。

しかしながら近年の株式市場においては対象となる会社の株主あるいは経営陣に対して充分な 説明や協議の手続きを経ることなく大量の株式の買付を強行する等の買収手法も見受けられ、や やもすると企業価値の喪失、株式売却の強要等、株主利益の侵害とも取れるものも少なくありま せん。

当社取締役会は、株式を上場し投資家の皆様に当社株式の自由な売買を行っていただくなかで、当社取締役会の意に反して行われる大規模買付行為、あるいは当社の支配権の移転を伴う買付提案におきましても、企業価値の向上により株主の皆様全体の利益となるものについては、当社取締役会としてこれを否定すべきでなく、最終的には当社の株主全体の判断に基づき行われるべきものと考えております。このような当社株式の大量取得行為その他これに類似する行為またはその提案(以下総称して「買付」といいます。)が行われた場合は、株主の皆様が適切な判断を下されるために、買付を行う者またはその提案者(以下総称して「買付者」といいます。)から詳細な情報の提供を受け株主の皆様に充分な情報の開示を行うとともに、当社取締役会としての意見表明を行い、株主の皆様にどちらの主張が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に結びつくかを、株主総会等で直接意思表示していただくことが最善の方策と考えております。

このためには買付者に対して遵守すべきルール・手続きを提示することにより、必要かつ充分な情報の開示と、買付提案の検証及びその検討のための期間を確保する必要があると判断し、当 社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本ルール」といいます。)を策定いたしました。

株主意思確認の株主総会等において対抗策の発動が承認された場合、買付者が本ルールを遵守 しない場合及び買付が当社の企業価値を毀損することが明らかな場合は、本ルールに従って対抗 策が発動されることになります。

なお、株主意思確認の株主総会等において対抗策の発動が否決された場合及び本ルールに従って買付者の提案の検証及び買付者との交渉を行った結果、買付者の提案が企業価値の向上により、株主の皆様全体の利益となると当社取締役会が認めた場合は、速やかにその旨を公表するとともに、対抗策を発動いたしません。

2. 本ルールの内容

(1) 対抗策の内容

買付者が現れ、本ルールに定められる手続きを経た後に、対抗策を発動すべきとの結論に達した場合は、次の条件を付した新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当を実施することにより、買付者の当社株券等保有割合を低下させます。

- ① 当該買付者による権利行使は認められないとの行使条件を付します。
- ② 当社が当該買付者以外の者から、当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項を付します。
- (2) 対抗策を発動する場合の手続き
 - ① 対象となる買付

本ルールが対象とする買付は、当社取締役会が企業価値及び株主共同の利益に反しないと 別途認めたもの以外で、次に該当するものです。なお、a. 及びb. で使用する用語及び概 念は、金融商品取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」で示された定義 に準拠します。

- a. 当社が発行者である株券等に対する、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付
- b. 当社が発行者である株券等に対する、公開買付に係る株券等の株式所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付
- ② 買付者への情報提供の義務付け及び要求

上記「① 対象となる買付」に定める買付を行う買付者は、当該買付の実行に先立ち買付に際して本ルールに定める手続きを遵守する旨の誓約文言を含め、下記に定める買付者の買付内容の検討に必要な情報(以下「必要情報」といいます。)をすべて日本語で記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書の内容が必要情報として不充分だと判断した場合は、適宜回答までの期限を定めたうえで、買付者に対し追加の情報を提出するよう要求することがあります。この場合、買付者は当該期限までに要求された情報を提供する義務を負うものとします。

また、本ルールの定めとして、当社取締役会が本新株予約権の無償割当の不実施に関する決議を行うまで、買付者には買付等の実行をひかえていただきます。

なお、買付者が本ルールの義務付けに従わず買付を開始したと認められる場合、当社取締役会の判断に基づいて対抗策が発動されることになります。

記

- a. 買付者及びそのグループ (共同保有者、特別関係者及び (ファンドの場合は) 組合員その他の構成員を含みます。) の詳細 (具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。)
- b. 買付の目的、方法及び内容(買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性を含みます。)
- c. 買付価額の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付に係る一連の取引により生じることが予想される影響額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配される影響額と算定根拠等を含みます。)
- d. 買付資金の裏付け(買付資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- e. 買付後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- f. 買付後の当社及び当社グループの従業員、取引先、お客様、地域関係者その他の当社に 係る利害関係者の処遇方針
- g. 当社の他の株主との間の利益相反のある場合はそれを回避するための具体的方策
- h. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報
- ③ 買付説明書の検証及び買付者の交渉義務付け

当社取締役会は、上記「② 買付者への情報提供の義務付け及び要求」に定める必要情報が記載された買付説明書(以下「適正な買付説明書」といいます。)を受領し次第、速やかにその旨を公表するとともに必要情報の検証及び買付者との交渉を開始します。買付者は当社取締役会の協議・交渉等の求めがある場合及び検討資料その他の情報提供に速やかに応じる義務を負うものとします。

④ 臨時の株主名簿確定のための基準日の決定

当社取締役会は、対抗措置を発動する必要があると判断した段階で、株主の皆様の意思確認を行うための手続きとして、臨時の株主名簿確定のための基準日(以下「名簿基準日」といいます。)を定め、名簿基準日の2週間前までに公告を行います。

⑤ 取締役会の見解と代替案の作成

当社取締役会は、当該買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資するものであるか否かを的確に判断いただけるよう、適正な買付説明書の受領後、当該買付提案を検証するために必要であるとして当社取締役会が定める期間(対価を現金(円価)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は暦日60日間、その他の大規模買付行為の場合は90日間とします。以下「検証期間」といいます。)に、当該買付提案に対する当社取締役会の見解をお知らせするとともに、必要に応じて買付提案と比較対照できるように当社代替案を明示します。

なお、当社取締役会の見解及び代替案の作成にあたっては、必要に応じて外部専門家の助 言を取り入れる等、当社取締役の恣意的判断を排除した当該買付提案に対する評価と代替案 の作成に努めます。

また、本ルールに従って買付者の提案の検証及び買付者との交渉を行った結果、買付者の提案が企業価値の向上により、株主の皆様全体の利益となると当社取締役会が認めた場合は、速やかにその旨を公表するとともに、対抗策を発動いたしません。

⑥ 株主意思の確認手続き

本ルールにおいて、株主の皆様が当該買付提案と当社取締役会の見解及び代替案について ご検討いただいたうえ、対抗策を発動するための本新株予約権の発行にご賛同をいただける か否かの判断の確認を、定時または臨時の株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。) において行います。

a. 株主意思確認総会

株主意思確認総会は当社取締役会の見解の明示の後、45日以内の開催を原則としますが、事務手続き上やむを得ず当該期間内に開催することができない場合は事務手続き上可能な限り最も早い日に開催することとし、その招集手続き及び当該総会における議決権の行使方法は法令及び当社定款に定める定時株主総会の手続きに準じます。

b. 議決権を行使できる株主

株主意思確認総会において議決権を行使することのできる株主は、当社取締役会が定めた名簿基準日の最終株主名簿に記載または記録された株主とします。

c. 決議の方法

株主意思確認総会では、当社定款第17条第1項に基づき、議決権の書面行使を含めて、 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決議を行うものと します。

d. 名簿基準日の変更または株主意思確認総会の延期

当社取締役会は株主意思確認総会において株主の皆様が判断するための情報等に関して、 重要な変更等が発生した場合、名簿基準日の変更、または株主意思確認総会を延期もしく は中止することができるものとします。

e. 株主意思確認総会結果の報告

株主意思の確認結果につきましては判明し次第速やかに開示いたします。

⑦ 取締役会の決議

当社取締役会は買付者が買付を撤回しない場合、株主意思確認手続きの結果に従って、速やかに本新株予約権の無償割当の実施または不実施の決議を行うとともに、その決議内容を開示します。

本ルールの定めとして、当社取締役会が本新株予約権の無償割当の不実施に関する決議を行うまで、買付者には買付等の実行をひかえていただきます。

なお、当社取締役会が本新株予約権の無償割当を決議した後において、下記a. またはb. のいずれかの事態が発生した場合は、当社取締役会は、(i) 本新株予約権の行使期間が到来するまでの間は本新株予約権の無償割当を中止することができる旨の決議を、(ii) 無償割当の効力発生後においては本新株予約権を無償で取得する旨の決議を、それぞれ行うことができるものとします。

また、当該決議が行われた場合、速やかに当該決議の内容その他関連する事項についての情報を開示します。

記

- a. 当該無償割当の決議後に買付者が買付を撤回した場合、その他買付そのものが存在しなくなった場合
- b. 当該無償割当決議をするに至った事実関係等に変動が生じ、買付者による買付が次の「(3) 取締役会判断により対抗策を発動する場合の要件」に定めるいずれの要件にも該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当の実施または行使を認めることが相当でない場合

(3) 取締役会判断により対抗策を発動する場合の要件

当社取締役会が、買付者による当該買付が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、その判断根拠を明らかにしたうえで速やかに対抗策(新株予約権の無償割当)を発動します。

- ① 本ルールに定める手続きを遵守しない買付
- ② 当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく侵害する可能性のある以下の買付
 - a. 株券等を買占め、その株券等について当社に高値で買い取るよう要求する行為
 - b. 当社の経営を一時的に支配して当社の重要な資産を廉価で取得する等、当社の犠牲のも とに買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - c. 当社の資産を買付者やそのグループの会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - d. 会社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ③ 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の買付を行うことをいいます。) 等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付
- (4) 本新株予約権の無償割当の概要

本新株予約権の無償割当の概要は以下のとおりです。

① 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当に関する取締役会決議(以下「本新株予約権割当決議」といいます。)において当社取締役会が定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点における当社の保有する当社株式の数を控除します。)と同数の新株予約権を割り当てます。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された買付者等を除く当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

- ③ 本新株予約権の無償割当の効力発生日 本新株予約権の無償割当決議において、当社取締役会が別途定める日とします。
- ④ 本新株予約権の目的となる株式の数 本新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数(以下「対象株式数」といいま す。)は1株とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して行う出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、金1円以上で当社普通株式の時価の50%相当額以下の範囲内において、当社取締役会が決定する金額とします。

時価とは、本新株予約権割当決議に先立つ90日間(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、無償割当の効力発生日(ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日とします。)を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が本新株予約権割当決議において定める期間とします。

ただし、下記「⑨ 当社による本新株予約権の取得」の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合の当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

次に該当する者(以下「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することはできません。

- (i)特定大量保有者
- (ii) 特定大量保有者の共同保有者
- (iii) 特定大量買付者
- (iv) 特定大量買付者の特別関係者
- (v)上記にそれぞれ該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく 譲受けもしくは承継した者
- (vi) 上記にそれぞれ該当する者の関連者

また、権利行使にあたり本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明、保証、その他誓約等を当社が定めた書式によりご提出いただく場合があります。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義されます。

a. 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義されます。)が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。

- b. 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同法第27条の23第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)。
- c. 「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項で定義されます。以下本 c. において同じ。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(当社取締役会はいつでもこれを認めることができるものとします。また、一定の条件のもとに当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合は、当該条件が満たされている場合に限ります。)、その他本新株予約権割当決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。
- d. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者をいいます。 (当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。) ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付け の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。
- e. 非適格者とされる「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしく はその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調 して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等 の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条に定義さ れます。)をいいます。
- ⑧ 本新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とします。
- ⑨ 当社による本新株予約権の取得
 - a. 当社は、本新株予約権行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができます。

b. 当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記「⑦ 本新株予約権の行使条件」の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を1株交付することができます。また、かかる取得がなされた日より後に、上記「⑦ 本新株予約権の行使条件」の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が現れたと当社取締役会が認める場合は、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のものがあれば、これをすべて取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式1株を交付することができるものとし、その後も同様とします。

⑩ 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

① 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成29年6月1日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合は、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(5) 本ルールの有効期間、廃止及び変更

本ルールの有効期間は、平成31年開催の定時株主総会までとします。ただし有効期間満了前であっても当社株主総会または取締役会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合は、本ルールはその時点で廃止されるものとします。

また、有効期間満了前に当社株主総会または取締役会で本ルールの修正・変更の決議がなされた場合は、修正・変更の内容その他の事項について速やかに情報開示します。

3. 本ルールの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本ルールは、経済産業省と法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しておりますとともに、企業価値研究会が平成20年6月30日に取りまとめた「近時の諸環境の変化をふまえた買収防衛策の在り方」に沿ったものであります。

(2) 株主の皆様の直接決議による判断

「1.対応策の導入の目的」に記載しているとおり、本ルールは買付者による買付提案の受け入れの可否について株主の皆様に直接確認するためのものです。この株主意思の確認手続きにあたって、取締役が自らの保身のための個別勧誘等を行うことはほぼ不可能であり、取締役の恣意的な意向が入り込む余地はありません。

また、買付者の提案に対する当社取締役会の見解等を同時に提示して比較検討できるように しておりますので、すべての株主の皆様に適切な判断を行っていただけるものと考えておりま す。

(3) 取締役会判断による対抗策発動の制限

「2. 本ルールの内容」の「(3) 取締役会判断により対抗策を発動する場合の要件」に記載のとおり、当社取締役会が株主意思の確認を行わずに対抗策を発動できるのは、本ルール違反や企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかな場合に限定しております。

更に有効期間を約2年とするいわゆるサンセット条項を付しております。

4. 株主の皆様への影響

(1) 本ルールの導入時に株主の皆様に与える影響

本ルールの導入時点においては本新株予約権の割当は行われませんので株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本ルールの発動時に株主の皆様に与える影響

本ルール発動時においては、当社取締役会が本新株予約権割当決議に際して別途定める割当期日時点の株主に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権を無償で割り当てます。この手続きにおいては、株主の皆様は無償割当の発生日に当然に新株予約権者となりますので、申込の手続き等は必要ありません。

ただし、株主がその後の権利行使期間内に金銭の払込その他下記に詳述する本新株予約権の 行使に係る手続きを行わない場合、他の株主の予約権行使によりその保有する当社株式が希釈 化されることになります。

なお、当社は当社取締役会の決定に基づいて、下記「(3) 本新株予約権無償割当に伴って株主の皆様に行っていただきたいこと」の「② 当社による本新株予約権の取得の手続き」により非適格者以外の株主から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。

当社がこの取得手続きを取った場合は、非適格者以外の株主は本新株予約権の行使及び行使 価額相当の金銭の払込なしで当社普通株式を受領することになり、その保有する当社株式の希 釈化は原則として生じません。 また、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後の権利落日以降に、「2.本ルールの内容」の「(2)対抗策を発動する場合の手続き」の「⑦ 取締役会の決議」及び「(4)本新株予約権の無償割当の概要」の「⑨ 当社による本新株予約権の取得」に記載のとおり、当社が本新株予約権の行使開始の前日までに本新株予約権の割当を中止し、または無償割当の効力発生後において本新株予約権を無償にて取得することがあります。この場合は、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値に希釈化が生じることを前提にして売買を行われた投資家の方は株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

- (3) 本新株予約権無償割当に伴って株主の皆様に行っていただきたいこと
 - ① 本新株予約権の行使手続き

本新株予約権の無償割当を実施する場合、当社取締役会は本新株予約権の割当期日を公告し、当該割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し新株予約権を無償割当することとし、当社指定書式による本新株予約権の行使請求書と新株予約権の権利行使に必要なその他書類を送付いたします。

株主の皆様におかれましては、本新株予約権の無償割当後の行使期間内にこれらの書類を提出したうえで、当社取締役会が新株予約権の無償割当決議において、本新株予約権1個当たり金1円以上で時価の50%相当額以下の範囲内で定めた価額を払込取扱銀行に払い込んでいただくことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社株式が発行されることになります。

② 当社による本新株予約権の取得の手続き

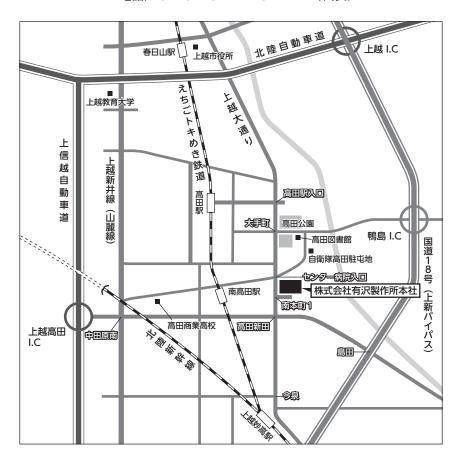
当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合は法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得することがあります。この決定をした場合、株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として当社普通株式1株を受領することになります。なお、この場合株主の皆様には、別途ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただく場合があります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予 約権に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしま す。

以 上

株主総会会場のご案内

場所/新潟県上越市南本町一丁目5番5号 株式会社 有沢製作所 本社会議室 電話/025-524-5121 (代表)



■交通のご案内

鉄道 北陸新幹線上越妙高駅よりタクシーで約5分 お車 北陸自動車道上越 I Cより約16分 えちごトキめき鉄道南高田駅より徒歩約13分

上信越自動車道上越高田 I Cより約7分

